

◎佐賀県条例第2号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例（昭和24年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会の事務局（学校以外の教育機関を含む。）の職員 <u>234人</u></p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会の事務局（学校以外の教育機関を含む。）の職員 <u>244人</u></p> <p>(9)・(10) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。